
神奈川県一時提供住宅供給マニュアル

神奈川県地域住宅協議会

令和3年6月

目 次

目 次	1
1 はじめに	2
(1) マニュアルの位置付け	2
(2) マニュアルの適用	3
(3) マニュアル利用対象者	3
(4) マニュアルにおける役割分担（県内発災の場合）	4
(5) マニュアルの見直し	4
2 事務の流れ（事務処理フロー）	5
(1) 県内発災の場合	5
ア 提供要請～県営住宅の提供	5
イ 県営住宅以外の住宅の提供（県営住宅で不足する場合に追加する手続き）	7
(2) 県外発災の場合	9
3 入居条件等	11
4 入居のための措置	12
5 入居後の対応	12
6 入居者選定基準	13
7 一時提供住宅割当基準	13
8 様式	14
9 参考資料	36
(1) 県内発災の事例（令和元年台風第19号）	36
(2) 台風第19号における発災後の流れ（主に川崎市の流れを掲載）	37
(3) 県外発災の事例（平成30年7月豪雨）	38
10 よくある質問（Q&A）	41

* 連絡先一覧は、毎年度当初に更新する、神奈川県地域住宅協議会災害時住宅対策検討部会の担当者一覧（公営住宅等の一時提供関係）を参照

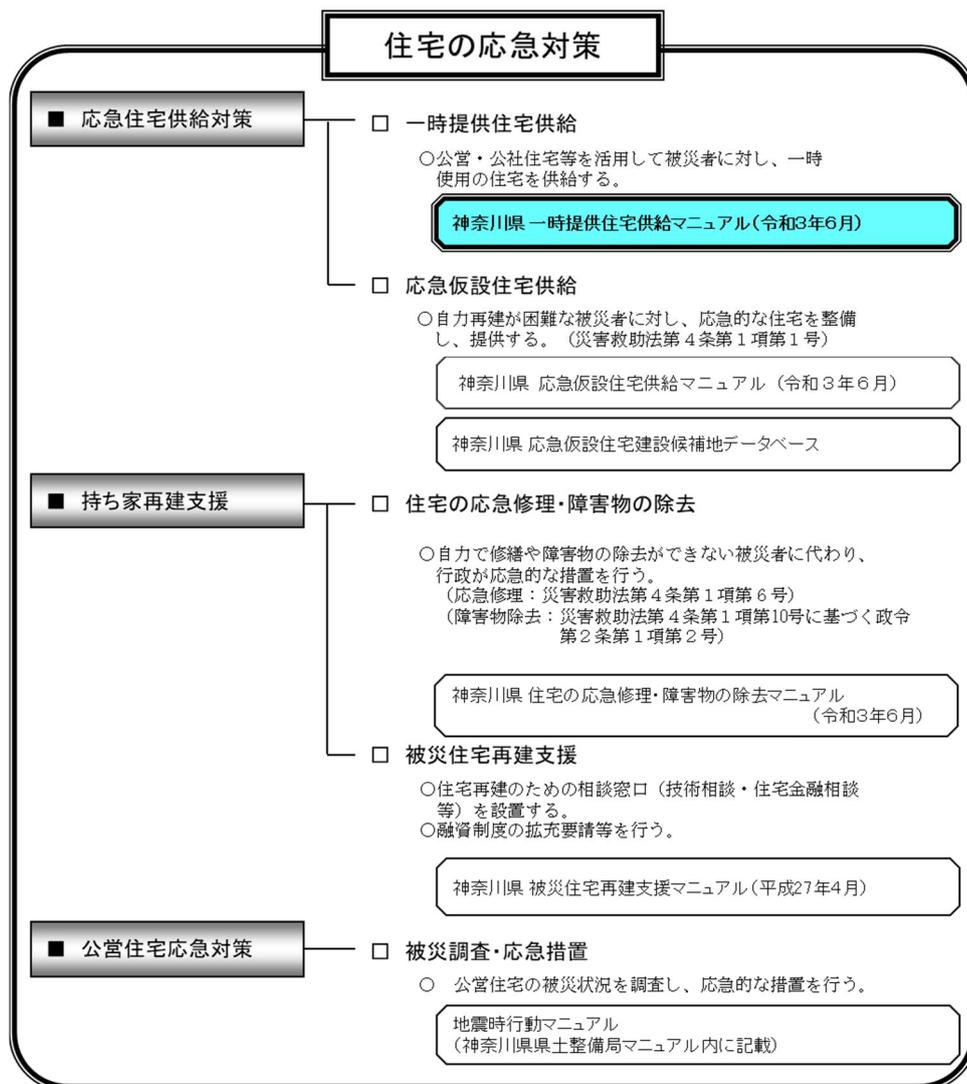
1 はじめに

(1) マニュアルの位置付け

神奈川県地域住宅協議会では、発災時の円滑な被災者支援を目的とし、支援の種類ごとにマニュアルを作成し、事務の流れや、国・県・市町村および関係団体との役割分担を整理しています。災害時の住宅の応急対策をまとめると、おおむね下図のとおりとなります。このうち、本マニュアルでは、一時提供住宅の供給を対象としています。

一時提供住宅は、被災者に対し、公営住宅をはじめとする公的賃貸住宅¹等を一時使用し²、被災者に住宅を提供するものです。本マニュアルは、住家の滅失等³の理由により、発災前の住宅に住むことのできない被災者に対して、一時提供住宅を供給するまでの流れを整理し、これにより、各住宅提供事業者⁴が共通の認識を持ち、発災時において円滑な対応が図れるようにすることを目的に作成しています。

なお、公的賃貸住宅等の一時使用は、住宅提供事業者が、それぞれの基準と判断によって行うものですが、災害により被害を受けた県内市町村（以下、「被災市町村」という。）が、災害の規模が広域にわたるなどの理由により自市町村内で一時提供住宅をまかなうことができず、他の住宅提供事業者の協力が必要な場合に、県が取りまとめを行うことで、一時提供に必要な戸数を確保することとします。



1 公営住宅、住宅供給公社及び（独）都市再生機構の管理する住宅、国家公務員宿舎とする。

2 公営住宅は地方自治法第238条の4第7項に基づく目的外使用許可による。

3 住家の滅失（全壊、半壊、全焼、半焼、流出、床上浸水、土砂の堆積等）の他、火山活動等による長期の避難が想定される。

4 県、市町村、住宅供給公社および（独）都市再生機構、その他近隣自治体など。

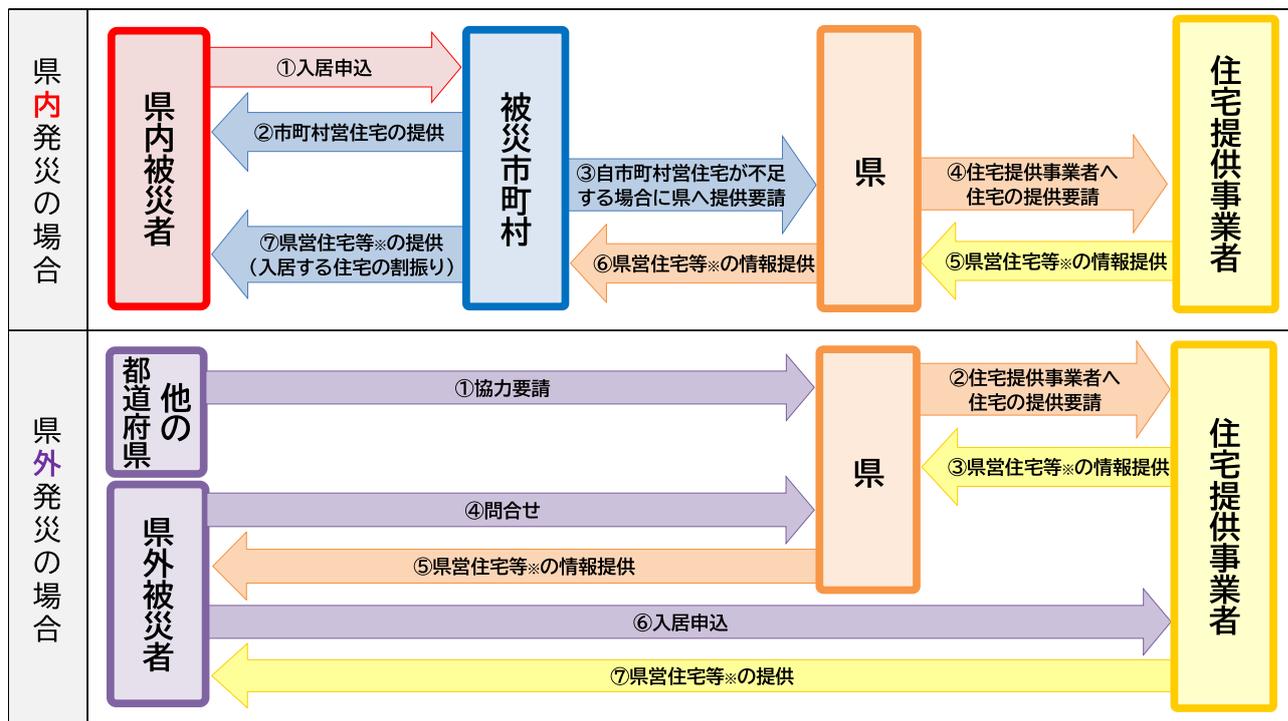
(2) マニュアルの適用

このマニュアルは、次の場合に適用又は準用します。

- ① 県内において、災害により住家を滅失した被災者または従前の住宅での居住を継続できない被災者があり、被災市町村が、自市町村の公営住宅等⁵でまかなうことができず⁶に県および他の住宅提供事業者に対して一時提供住宅の提供要請を行う場合にこのマニュアルを適用します。被災市町村は、一時提供住宅の入居必要戸数の把握に努め、県に対して提供要請を行うものとします。(⇒ p.5 「2 (1) 県内発災の場合」参照)
 なお、災害救助法の適用による応急仮設住宅の供給がある場合、一時提供住宅の必要戸数と、応急仮設住宅の必要戸数を区別して提供要請することとします⁷。
- ② 他の都道府県において災害が発生し、国、都道府県等から一時提供住宅の提供要請があった場合にも、このマニュアルを適用します。
 (⇒ p.9 「2 (2) 県外発災の場合」参照)
- ③ 災害の状況や住宅提供事業者の事情により、このマニュアルによる対応が困難と判断される場合には、関係機関と連携を図りながら適宜対応します。

(3) マニュアル利用対象者

このマニュアルは、県、市町村及び住宅提供事業者が、相互にやりとりをする際に利用します。県内発災の場合と県外発災の場合で、事務の流れが異なりますので注意してください。大まかな事務の流れは次のとおりです。(詳細の流れは、P. 5～10 参照)



※ 県営住宅、市町村営住宅・市町村職員住宅、公社住宅、国家公務員宿舎、UR住宅、他都道府県営住宅(県内発災の場合のみ)

5 横浜市においては横浜市公社住宅、川崎市においては川崎市公社住宅を含む。このため、両公社には、両市より直接提供要請を行うこととする。(原則として県を介さない。県は両市以外の市町村から提供要請があった場合に、両公社に提供要請を行う。)

6 町村内に公営住宅を持たない場合も含む。以下同様。

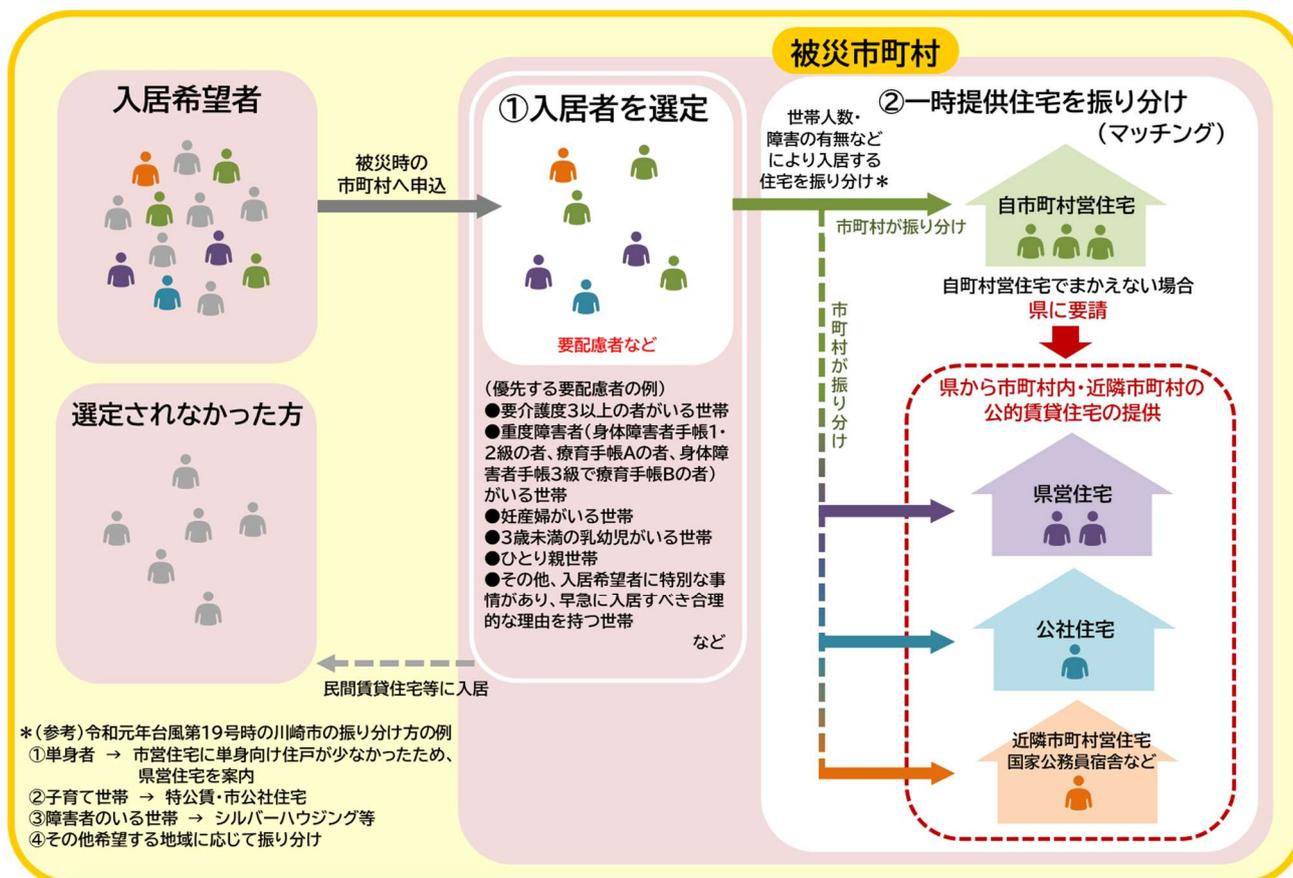
7 一時提供住宅は災害救助法の適用がなく、救助法上の「避難所」や「応急仮設住宅」としての取り扱いができない。現時点での内閣府の方針として、一時提供住宅を、後から応急仮設住宅に移行することはできないため、戸数を明確に区別する必要がある。

(4) マニュアルにおける役割分担 (県内発災の場合)

	県※	被災市町村※ (政令市含む)	住宅提供事業者 (県・市町村・公社等)
一時提供住宅の提供判断	○		○
提供可能住宅のリストアップ	○		○
提供可能住宅の集約とりまとめ	○		
提供可能住宅の被災市町村への割り当て	○		
一時提供住宅の提供			○
入居申込受付		◎	(○) 市町村が決定した入居者 に対する入居手続き
入居者選定		◎	
一時提供住宅の振り分け (入居者と入居住戸のマッチング)		◎	
入居者支援・入居管理・退去管理		○	
退去修繕			○

※県外発災の場合は、県が、県と被災市町村の役割を担う。

(参考) 県内発災の場合の被災市町村の対応の流れ (イメージ)



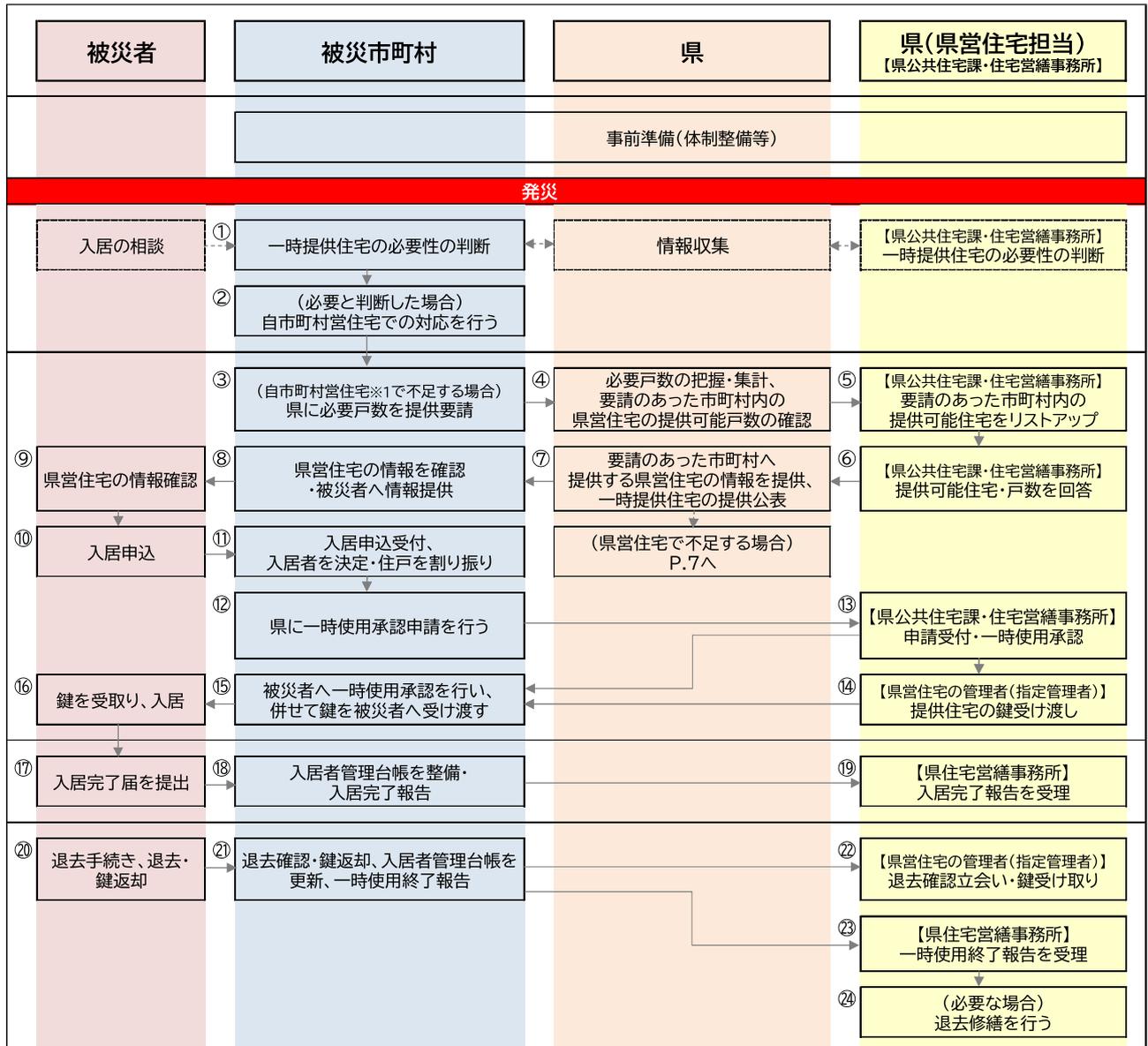
(5) マニュアルの見直し

このマニュアルは、発災時に公的賃貸住宅等の一時提供を速やかに行うことを目的としているため、適時に見直しを行い、実効性のあるものに更新していくものとします。

2 事務の流れ（事務処理フロー）

（1）県内発災の場合

ア 提供要請～県営住宅の提供



横浜市においては横浜市公社住宅、川崎市においては川崎市公社住宅を含む。このため、両公社には、両市より直接提供要請を行うこととする。
(原則として県を介さない。県は両市以外の市町村から提供要請があった場合に、両公社に提供要請を行う。)
また、町村内に公営住宅を持たない場合も含む。

（一時提供住宅の提供・要請）

- ①～②：被災市町村は、被災状況から一時提供住宅の必要性を判断し、自市町村の公営住宅等※^aの提供を行う。
- ③：被災市町村は、自市町村の公営住宅等※^aでまかなうことができない等の事情がある、または見込まれる場合に、県に県営住宅等の一時提供について必要戸数※^bを添えて要請する【様式1】。

※^a 横浜市においては横浜市公社住宅、川崎市においては川崎市公社住宅を含む。

※^b 必要戸数は概数とする。(例：5戸、10戸、50戸 など)

(県営住宅の提供)

- ④ ～⑥：県は、県公共住宅課及び住宅営繕事務所を通じて県営住宅^{※c}の空き住戸を把握し、提供可能な住戸^{※d}をリストアップする。(一時提供住宅リスト【様式2】)

※c 要請のあった被災市町村内や近隣市町村内の県営住宅を優先して把握する。特に、風水被害等で被災地域が限定的な場合は、その地域に近い県営住宅を中心に情報収集を行う。

(例：横須賀市から要請があった場合は、横須賀市や近隣の逗子市・横浜市内の県営住宅を優先する。)

※d 原則として、入居のために必要な設備を備えたものとし、そのための準備が必要な場合は提供可能時期を明示する。

- ⑦：県は、要請のあった被災市町村毎に提供可能な県営住宅の割り当てを行った上で、一時提供住宅リスト【様式2】を作成し、要請のあった被災市町村へ情報提供する。併せて、県営住宅の一時提供を行うことについて公表を行う。(P.36 参考資料参照)
(住宅の割り当ては、P.13「7 一時提供住宅割当基準」に基づき行う。)
- ⑧：被災市町村は、県営住宅の情報を確認し、被災者に対して、県営住宅の一時提供の情報を提供する。
- ⑨～⑩：被災者は、被災市町村の窓口において県営住宅の情報を確認し、入居申込を行う。
- ⑪：被災市町村は、被災者の入居申込受付(市町村様式で可。参考【様式5】)を行い、被災市町村の対象者要件により入居者を決定する。併せて、どの県営住宅の住戸へ入居するかの割り振りも行う。(参考【様式3】)
- ⑫：被災市町村は、提供を受ける県営住宅について、事前に公共住宅課と調整の上、県住宅営繕事務所に一時使用承認申請【様式6-1】を行う。(期間延長を行う場合は、一時使用承認期間延長申請【様式6-2】を行う。)
- ⑬：県住宅営繕事務所は、被災市町村に一時使用承認を行う。【様式6-3】
- ⑭～⑯：被災市町村は、県から一時使用承認を受け、被災者に一時使用許可(市町村様式で可。参考【様式9】)を行う。
また、県営住宅の管理者(指定管理者)から当該提供住宅の鍵を受け取り、被災者に渡す。

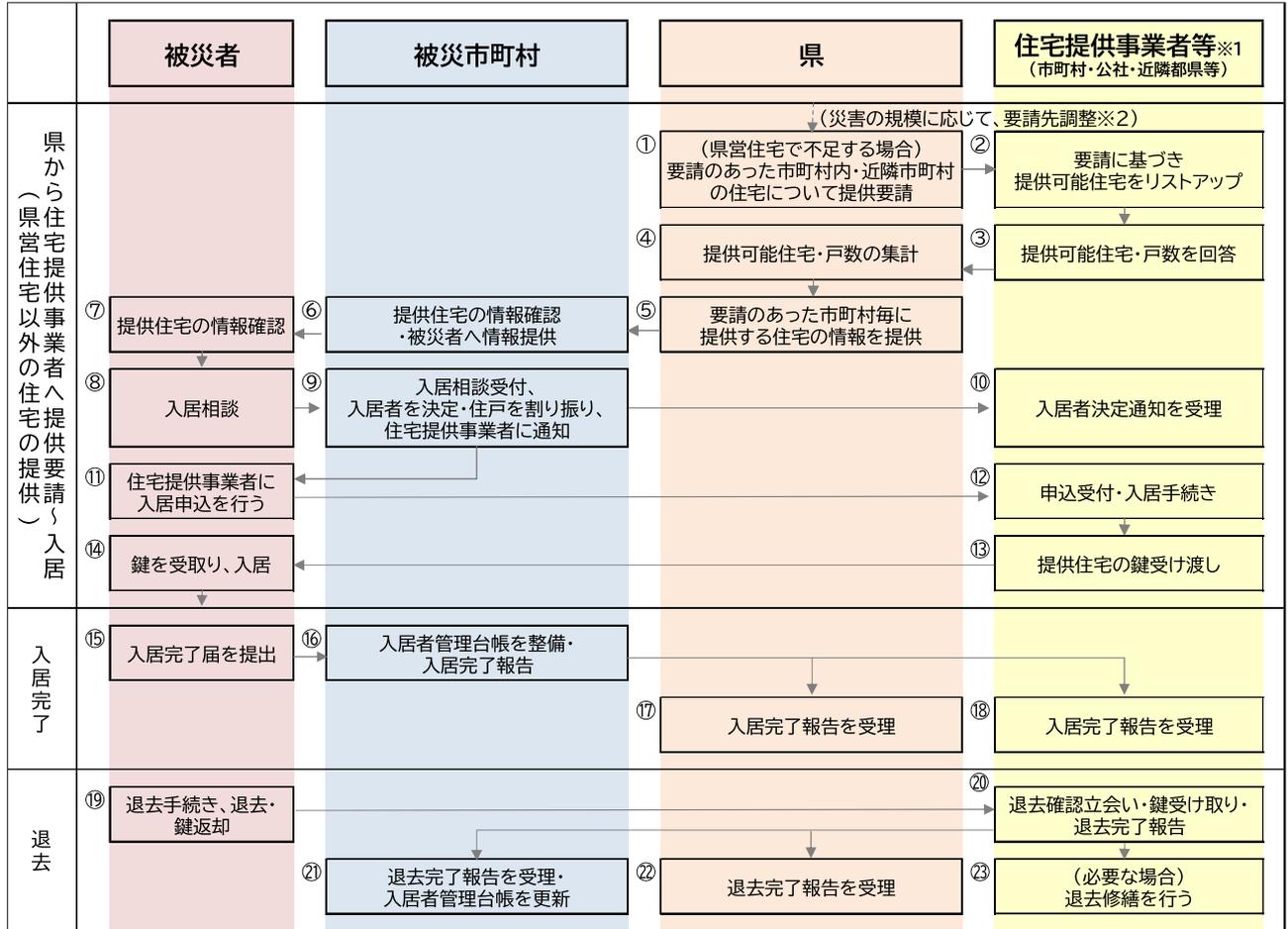
(入居完了)

- ⑰：被災者は、被災市町村に入居完了届【様式10】を提出する。
- ⑱：被災市町村は、入居を確認の上、入居者管理台帳【様式4】を整備するとともに、入居完了報告書【様式11】及び入居者管理台帳【様式4】を県住宅営繕事務所へ提出する。
- ⑲：県住宅営繕事務所は、入居完了報告を受理する。住宅自治組織への入居者等の情報提供を行う場合は、県住宅営繕事務所が提供を行う。

(退去)

- ⑳：被災者は、被災市町村あてに退去連絡を行い、必要な退去手続きを行う。
- ㉑～㉒：被災市町村は、退去手続きの上、県営住宅の管理者(指定管理者)立会いの上で被災者の退去を確認し、鍵を返却する。併せて、入居者管理台帳【様式4】を更新するとともに、県住宅営繕事務所へ一時使用終了報告書【様式12】及び入居者管理台帳【様式4】を提出する。
- ㉓～㉔：県住宅営繕事務所は、一時使用終了報告書【様式12】を受理する。退去修繕が必要な場合は、県住宅営繕事務所が修繕を行う。

イ 県営住宅以外の住宅の提供（県営住宅で不足する場合に追加する手続き）



※1 住宅提供事業者	公的賃貸住宅等
神奈川県住宅供給公社	神奈川県公社住宅
市町村	市町村営住宅、市町村職員住宅
横浜市住宅供給公社	横浜市公社住宅
川崎市住宅供給公社	川崎市公社住宅
国	国家公務員宿舎
(独)都市再生機構	UR住宅
他都県	他都県営住宅

※2 要請する順序

（県営住宅以外の住宅の提供）

県営住宅でもまかなうことができない場合は、次の手続きを追加で行う。

- ① : 県は、各住宅提供事業者へ提供可能住宅※e の提供要請を行い【様式7】、一時提供住宅リスト【様式2】の作成を依頼する。（県から要請する順序は、フロー図※2のとおり）

※e 要請のあった被災市町村内や近隣市町村内の住宅を優先して県は提供を依頼する。特に、風水被害等で被災地域が限定的な場合は、その地域に近い住宅を中心に情報収集を行う。
(例：横須賀市から要請があった場合は、横須賀市や近隣の逗子市・横浜市内の県営住宅を優先する。)

- ②～③ : 住宅提供事業者は、要請のあった被災市町村内や近隣市町村内の住宅について被害状況を確認した上で、提供可能な住宅※f について一時提供住宅リスト【様式2】を作成し県へ回答する。

※f 原則として、入居のために必要な設備を備えたものとし、そのための準備が必要な場合は提供可能時期を明示する。

④～⑤：県は、住宅提供事業者からの情報をとりまとめ、要請のあった被災市町村毎に提供する住宅（以下、「提供住宅」という。）の割り当てを行った上で、一時提供住宅リスト【様式 2】を作成し、要請のあった被災市町村へ情報提供を行う。

（提供住宅の割り当ては、P. 13「7 一時提供住宅割当基準」に基づき行う。）

⑥：被災市町村は、提供住宅を確認し、被災者に対して、提供住宅の情報を提供する。

⑦～⑧：被災者は、被災市町村の窓口において提供住宅の内容を確認し、入居相談を行う。

⑨～⑩：被災市町村は、被災者の入居相談受付（市町村様式で可）を行い、被災市町村の対象者要件により入居者を決定する。住宅提供事業者毎に入居希望者を割り振り、入居希望者リスト【様式 3】を作成した上で、住宅提供事業者に入居者を通知する（【様式 8】）。

⑪：被災者は、住宅提供事業者に入居申込を行う。

⑫：住宅提供事業者は、入居申込受付を行い、入居手続きを行う。（公営住宅の場合は、目的外使用許可申請書【様式 9】のほか、入居手続きは住宅提供事業者の定める入居手続書類による。）

⑬～⑭：被災者は、住宅提供事業者から提供住宅の鍵を受け取り、入居する。

（入居完了）

⑮：被災者は、被災市町村に入居完了届【様式 10】を提出する。

⑯～⑰：被災市町村は、入居を確認の上、入居者管理台帳【様式 4】を整備するとともに、入居完了報告書【様式 11】及び入居者管理台帳【様式 4】を住宅提供事業者及び県へ提出する。

⑱：住宅提供事業者は、入居完了報告を受理する。住宅自治組織への入居者等の情報提供を行う場合は、住宅提供事業者が提供を行う。

（退去）

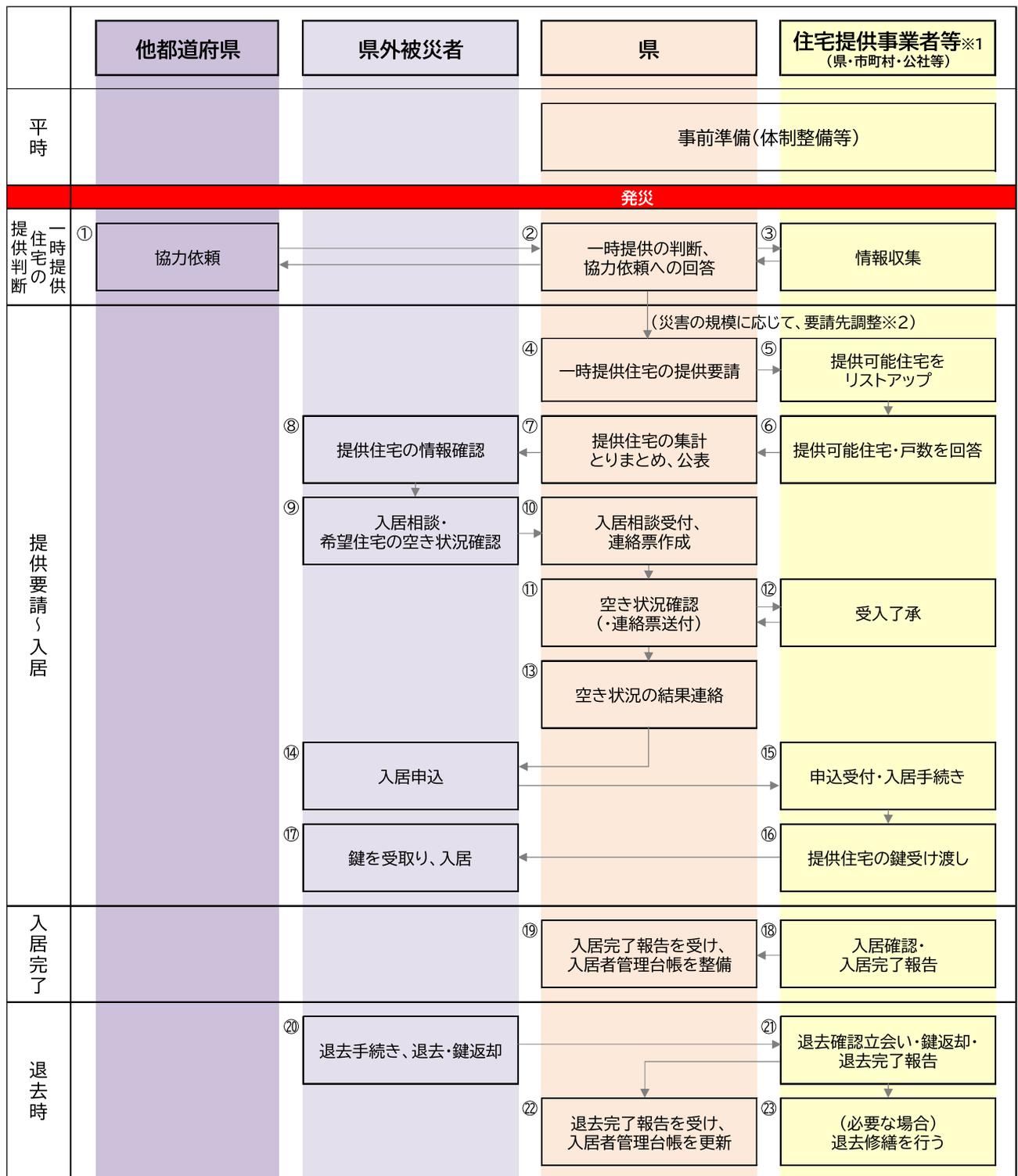
⑲：被災者は、住宅提供事業者に退去連絡を行い、必要な退去手続きを行う。

⑳：住宅提供事業者は、退去手続きを行い、被災者の退去を確認する。併せて、入居者管理台帳【様式 4】の退去日を入力の上、被災市町村及び県へ退去完了報告書【様式 13】及び入居者管理台帳【様式 4】を提出する。

㉑～㉒：被災市町村及び県は、退去完了報告を受理し、併せて、被災市町村は、入居者管理台帳【様式 4】を更新して管理する。

㉓：退去修繕が必要な場合は、住宅提供事業者が修繕を行う。

(2) 県外発災の場合



※1	住宅提供事業者	公的賃貸住宅等
	神奈川県	県営住宅
	市町村	市町村営住宅、市町村職員住宅
	神奈川県住宅供給公社	神奈川県公社住宅
	横浜市住宅供給公社	横浜市公社住宅
	川崎市住宅供給公社	川崎市公社住宅
	国	国家公務員宿舎

※2 要請する順序

(一時提供住宅の提供の判断)

- ① : 他都道府県等から、県に対して公営住宅等の一時提供の協力要請を受ける。
- ② : 県は、県外の災害状況の情報収集を行い、県内において一時提供住宅の提供を行うかを判断の上、要請元の都道府県に回答を行う。
- ③ : 県公共住宅課及び各住宅提供事業者は、提供住宅の情報収集を行う。

(提供要請～提供)

- ④ : 県は、各住宅提供事業者へ提供可能な住宅の提供要請を行う。(【様式7-1、様式2】)
(県から要請する順序は、前頁フロー図※2のとおり)
- ⑤～⑥ : 住宅提供事業者は、提供可能な住宅について一時提供住宅リスト【様式2】を作成し、県へ回答する。
- ⑦ : 県は、住宅提供事業者からの情報をとりまとめ、県営住宅等の一時提供の概要及び提供住宅の情報について公表する。(P.37 参考資料参照)
- ⑧～⑨ : 被災者は、県ホームページ閲覧や県へ問い合わせで提供住宅の内容を確認する。また、一時提供住宅リスト【様式2】に掲載の住宅の中から、入居を希望する住宅を探し、受付窓口で連絡して空き状況等を確認する。
- ⑩ : 県は、被災者の連絡票【様式14】により入居相談受付を行い、被災者の状況等を確認する。
- ⑪ : 県は、被災者の希望する住宅の空き状況を確認するとともに、必要に応じて連絡票【様式14】を住宅提供事業者へ送付する。
入居希望者リスト【様式3】の送付により対応する場合は、【様式15】を通知する。
- ⑫ : 住宅提供事業者は住宅の空き状況を確認し、受入の可否を県に回答する。
- ⑬ : 県は、被災者に希望する住宅の空き状況の結果を連絡する。
- ⑭ : 被災者は、入居を希望する住宅の住宅提供事業者の所定の申込方法(一時提供住宅申込書【様式5】の送付等)により、住宅提供事業者へ入居申込を行う。
- ⑮ : 住宅提供事業者は、入居申込受付を行い、入居手続きを行う。(公営住宅の場合は、目的外使用許可申請書【様式9】のほか、入居手続きは住宅提供事業者の定める入居手続書類による。)
- ⑯～⑰ : 被災者は、住宅提供事業者から提供住宅の鍵を受け取り、入居する。

(入居完了)

- ⑱ : 住宅提供事業者は、入居を確認の上、入居者管理台帳【様式4】を更新するとともに、入居完了報告書【様式16】及び入居者管理台帳【様式4】を県へ提出する。なお、住宅自治組織への入居者等の情報提供を行う場合は、住宅提供事業者が提供を行う。
- ⑲ : 県は、入居完了報告を受け、入居者管理台帳【様式4】を整備する。

(退去)

- ⑳ : 被災者は、住宅提供事業者へ退去連絡を行い、必要な手続きを行う。
- ㉑ : 住宅提供事業者は、退去手続きを行い、被災者の退去を確認する。併せて、入居者管理台帳【様式4】に退去日を入力の上、退去完了報告書【様式17】及び入居者管理台帳【様式4】を県へ提出する。
- ㉒ : 県は、退去完了報告を受理し、入居者管理台帳【様式4】を更新して管理する。
- ㉓ : 退去修繕が必要な場合は、住宅提供事業者が修繕を行う。

3 入居条件等

応急仮設住宅と異なり、一時提供住宅の供給に関しては、災害救助法の適用がありません。そこで、公営住宅を一時提供住宅とする場合は、地方自治法の目的外使用許可⁸による一時使用により行います。

さらに、一時提供住宅には、応急仮設住宅のような、対象者、費用の限度額、期間等の明確な基準がありません。このため、神奈川県地域住宅協議会では、住宅提供事業者ごとに入居条件等が著しく異なり、被災者に対する公平性を損ねることのないように、一時提供住宅の入居条件等を以下のように例示することとします。

(1) 入居要件

災害による被災者（罹災証明書が発行された者または発行が見込まれる者）で、原則として次のア～エいずれにも該当する者としします。（公営住宅法による収入基準は問いません。）

ア 次のいずれかに該当する者

- 住宅が全焼、全壊又は流出し、居住する住宅がない者
- 住宅が半壊（「大規模半壊」を含む。以下、同様。）又は一部損壊し、余震等による倒壊の危険性があり、従前の住宅に継続して居住することが困難な者
- 住宅が半壊であって、水害により流入した土砂、流木等により住宅に居住できない者
- 二次災害等により住宅が被害を受けるおそれがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり住家に居住できない者

イ 自らの資力では住宅を確保できない者

ウ 災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居していない者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

(2) 使用許可期間 原則3か月以内（状況に応じて最長6か月まで更新する。）

(3) 使用料 免除

(4) 敷金 免除

(5) 退去修繕 原則免除（故意過失による破損・汚損については入居者負担とします⁹。）

(6) 連帯保証人 免除（緊急連絡先の登録は必要）

(7) 共益費 入居者負担

(8) 光熱水費 入居者負担

(9) 駐車場使用料 原則入居者負担（入居する住宅提供事業者の決定するところによります。）

(10) 個人情報の使用 入居者から、提供した個人情報を住宅提供事業者が必要な範囲で、使用することへの同意をもらう

(11) その他 上記の事項を除いては、原則として公営住宅法、同施行令及び公営住宅管理条例等によります。

⁸ 地方自治法第238条の4第7項に基づく目的外使用許可。

⁹ 「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（国土交通省住宅局）」に準ずる。

4 入居のための措置

(1) 設備の設置

入居のために必要な設備のうち、浴槽・風呂釜は、原則として、住宅提供事業者等が設置します。照明器具、ガスコンロ、カーテン、寝具（⇒P. 13 参考参照）、冷暖房等については、原則として入居者が設置することとしますが、住宅提供事業者が提供することは妨げません。¹⁰

なお、被災規模の大きな災害対応で、必要な設備を設置した住宅の提供だけでは間に合わない場合には、居住のために要する設備を明確にした上で、住宅を提供します。

(2) 目的外使用の許可

公営住宅の入居については、地方自治法 238 条の 4 第 7 項に基づく目的外使用許可を行います。

(3) その他

一時提供住宅については、清掃及び居住可能な程度までの入居前修繕を行う場合がありますので、入居時期については住宅提供事業者と調整してください。

また、提供住宅の入居にあたっての必要な注意事項を遵守してください。

5 入居後の対応

(1) 入居後、住宅の確保ができた場合など、自立生活の目処が立った居住者には、速やかな退去を促します。

(2) 入居後 3 か月を経過し、自立生活の目処の立たない居住者に対しては、さらに 3 か月の入居期間の延伸を行うことができることとし、入居期間は最長 6 か月までとします。

(3) 入居後 6 か月を経過し、自立生活の目処の立たない居住者に対しては、被災市町村と住宅提供事業者が協議を行い、改めて対応を決定します。

※ なお、特定入居の適用はできますが、適用にあたっては本来入居者に影響がない場合に限られるため、各自治体で十分に検討する必要があります。

(参考)

過去の災害においては、一時提供住宅の入居者の無断退去等が起きた事例がありました。今後、そのようなことが起こらないよう、適切な入居管理体制を整えるとともに、入居の時点で、被災者に対し、退去に関するルールや手続きの周知を行う必要があります。

¹⁰ 阪神淡路大震災や、東日本大震災では、赤十字社の家電セット寄贈事業により、応急仮設住宅の入居者に家電用品（洗濯機、冷蔵庫、テレビ、炊飯器、電子レンジ、電気ポット）が寄贈されました。災害の規模や、被災県との協議により、寄贈事業の有無や、対象者の範囲が異なるため、発災時に事業の実施の有無や内容について確認する必要があります。

6 入居者選定基準

(1) 一時提供住宅の入居者選定は、原則として公営住宅募集の優遇区分に準じた取扱いとしますが、特に優遇区分を絞り込む必要があるときは、次に掲げる世帯を参考として選定するものとします。

- 要介護度3以上の者がいる世帯
- 重度障害者（身体障害者手帳1・2級の者、療育手帳Aの者、身体障害者手帳3級で療育手帳Bの者）がいる世帯
- 妊産婦がいる世帯
- 3歳未満の乳幼児がいる世帯
- ひとり親世帯
- その他、入居希望者に特別な事情があり、早急に入居すべき合理的な理由を持つ世帯

(2) 入居申込者の数が一時提供住宅の戸数を超えるときは、前項を踏まえた上で、抽選等により入居者を決定します。

7 一時提供住宅割当基準

被災市町村に割り当てる一時提供住宅は、原則として次の基準により割り当てます。ただし、災害の状況により、これにより難しい場合は、状況に応じて適宜調整を行います。

(1) 被災市町村内に所在する一時提供住宅は、その市町村に割り当てます。

(2) 被災市町村内での供給が困難で、他の市町村や県外自治体の一時提供住宅を割り当てる場合、被災元との近接性を考慮して、次のように割り当てを行います。

- ① 被災市町村に接する市町村に所在する一時提供住宅は、その被災市町村に優先的に割り当てます。
- ② 被災市町村に接する隣接都県に所在する一時提供住宅は、その被災市町村に優先的に割り当てます。

(参考) 寝具などの生活必需品について

寝具などの生活必需品については、災害救助法に基づく「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」により支給される場合があるので、その場合は、市町村の所管部署と連携し、一時提供住宅の入居者にも制度の利用について案内することも必要となることに留意します。

<被服、寝具その他の生活必需品の品目の例> 災害救助事務取扱要領より抜粋

- (ア) タオルケット、毛布、布団等の寝具
- (イ) 洋服上下、子供服等の上着、シャツ、パンツ等の下着
- (ウ) タオル、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品
- (エ) 石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の日用品
- (オ) 炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等の調理道具
- (カ) 茶碗、皿、箸等の食器
- (キ) マッチ、使い捨てライター、プロパンガス、固形燃料等の光熱材料
- (ク) 高齢者、障害者等の日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材

「災害救助事務取扱要領（令和2年5月版）内閣府政策統括官（防災担当）」より抜粋

8 様式

※印は県内発災・県外発災兼用

(1) 県内発災の場合

【様式1】 県あて要請文（被災市町村⇒県）	15
※【様式2】 一時提供住宅リスト	16
※【様式3】 入居希望者リスト	17
※【様式4】 入居者管理台帳	18
※【様式5】 一時提供住宅申込書（被災者⇒被災市町村）	19
【様式6-1】 県営住宅一時使用承認申請書（被災市町村⇒県住宅営繕事務所）	21
【様式6-2】 県営住宅一時使用承認期間延長申請書（被災市町村⇒県住宅営繕事務所）	22
【様式6-3】 県営住宅一時使用承認書（県住宅営繕事務所⇒被災市町村）	23
※【様式7-1】 一時提供依頼文（県⇒県内の住宅提供事業者）	24
【様式7-2】 一時提供依頼文（県⇒他都道府県）	25
【様式8】 入居者決定通知（被災市町村⇒住宅提供事業者）	26
【様式9】 ○○災害に伴う被災者の公営住宅一時使用許可申請書 （被災者⇒被災市町村）	27
【様式10】 入居完了届（被災者⇒被災市町村）	28
【様式11】 入居完了報告書（住宅提供事業者⇒被災市町村、県）	29
【様式12】 県営住宅一時使用終了報告書（被災市町村⇒県住宅営繕事務所）	30
【様式13】 退去完了報告書（被災市町村⇒住宅提供事業者、県）	31

(2) 県外発災の場合

※【様式2】 一時提供住宅リスト	16
※【様式3】 入居希望者リスト	17
※【様式4】 入居者管理台帳	18
※【様式5】 一時提供住宅申込書（被災者⇒住宅提供事業者）	19
※【様式7-1】 一時提供依頼文（県⇒県内の住宅提供事業者）	24
【様式14】 連絡票（相談受付用）	32
【様式15】 入居希望者通知（県⇒住宅提供事業者）	33
【様式16】 入居完了報告書（住宅提供事業者⇒県）	34
【様式17】 退去完了報告書（住宅提供事業者⇒県）	35

年 月 日

神奈川県知事 様

(被災市町村) 長

(公印省略)

〇〇災害に伴う公営住宅等の一時提供について（依頼）

今回の〇〇災害により、住宅を滅失した住民の暫定的な居住に資するため、公営住宅等の提供をいただきたく、協力をお願いします。

- ・ 提供希望戸数 戸

問合せ先

一時提供住宅リスト【様式2】

No	所在地		事業主体	地区名	団地概要							住戸概要			設備の有無(有○/無×)				費用負担(無償/有償)				入居可能時期	問い合わせ先	備考			
	都道府県名	市町村名			団地名	号棟	部屋番号	構造	階数	E/V有無	駐車場有無	住所	交通アクセス	間取り	住戸面積	階数	車いす入居可否	風呂(浴槽)	風呂(浴槽)	ガスコンロ	照明器具	家賃				敷金	退去修繕	駐車場
1	神奈川県	小田原市	000 神奈川県営	206 小田原市	県営神尾団地B-2	304	RC	5	有	有	小田原市神尾3-1-10	JR小田原駅からバス(15分)二本松行き 神尾団地入り口下車	2DK	44	3	可	○	○	○	○	無償	無償	無償	有償	即入可能	神奈川県住宅営繕事務所 045-210-6539		
2																												
3																												
4																												
5																												
6																												
7																												
8																												
9																												
10																												
11																												
12																												
13																												
14																												
15																												
16																												
17																												
18																												
19																												
20																												

■ 入居希望者リスト

No	あっせん住宅				入居希望者	被災時住所	入居者情報				連絡先		入居希望時期	備考	
	事業主体	地区名	団地名	棟号 部屋番号			65歳以上	重度障害	3歳未満	入居人数	特筆すべき事項	場所			電話番号
1	神奈川県	小田原	県営柿尾団地	B-2 304	神奈川 太郎	小田原市南湖4-858-327	0	0	1	2	父子家庭	柿尾小学校(避難場所)	045-005-0672 小川(親族宅)	即入居希望	
2	0		0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	
3	0		0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	
4	0		0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	
5	0		0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	
6	0		0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	
7	0		0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	
8	0		0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	
9	0		0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	
10	0		0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	
11	0		0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	
12	0		0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	
13	0		0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	
14	0		0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	
15	0		0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	

■ 入居者管理台帳

申込 No	事業主体	地区名	あっせん住宅			入居状況	入居者氏名	被災時住所	入居者情報		入居完了日	退去日 (「入居状況」欄で 「退去」を記載した 場合のみ記入)	入居定期 間	入居後 連絡先	入居後緊急 連絡先	個人情報 取扱同意 確認書(○ 同意、×不 同意、△未 定)	備 考
			団地名	号楼 番号	部屋 番号				所在地	世帯構成							
1	000 神奈川県 川原堂	206 小田原市	県営柿尾団地 B-2	304	小田原市柿尾3-1-10	入居済	神奈川 太郎	小田原市南郷4-858-327	本人36歳 妻女2歳	2	父子家庭	平成17年12月1日	0465-23-4105	045-212-6630 (本人勤務先)	○		
2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(県内発災) 被災者⇒被災市町村 / (県外発災) 被災者⇒住宅提供事業者【様式5表】

一時提供住宅申込書

申込日 : 年 月 日

申込者 住所 _____

氏名 _____

私は、居住していた住宅が、全壊、半壊等により住むことができなくなったので、一時提供住宅に次のとおり入居することを申し込みます。

希望 No		名称		入居希望日	即時 / 月 日
-------	--	----	--	-------	----------

入 居 者 情 報	フリガナ名	年齢	入居者の中で以下に該当する場合は○印をつけてください。					
			・要介護度 3以上	・重度障害者 ・重度 ・中度	・妊産婦	(申込日現在) ・3歳未満の 乳幼児	・ひとり 親世帯	その他 (特記事項 に記入)
	氏名 :	続柄 :	年齢 :	歳	氏名 :	続柄 :	年齢 :	歳
	氏名 :	続柄 :	年齢 :	歳	氏名 :	続柄 :	年齢 :	歳
	氏名 :	続柄 :	年齢 :	歳	氏名 :	続柄 :	年齢 :	歳
	合計人数	人	就学児童等 (学校 年 所在地 :)					
特記事項 (障害の程度等)								
現在の避難場所	避難施設名 :							
	住所 :							
	避難先電話番号 :							
被害状況	持家・借家 全壊・半壊・その他 ()				再建の目処	年 月 日頃		
個人情報の利用 への同意	□上記の情報に関して、一時提供住宅のあっせんに必要な範囲で、関係する自治体、住宅提供事業者が利用することに同意します。							

※ 希望住宅が重複した場合は、選考となります。
 ※ 虚偽の申告等、不正に申込みを行ったときは、当選しても無効となります。

～ 一時提供住宅への入居を希望される方へ ～

一時提供住宅は、災害により住宅が被災し、居住することが困難になった方に住宅再建までの間、一時的に住宅を供与するもので、住宅再建の目処が立った場合は速やかに退去していただきます。

1 入居条件等**① 入居要件**

原則として次のア～エいずれにも該当する者としてします。

ア 次のいずれかに該当する者

- 住宅が全焼、全壊又は流出し、居住する住宅がない者
- 住宅が半壊（「大規模半壊」を含む。以下、同様。）又は一部損壊し、余震等による倒壊の危険性があり、従前の住宅に継続して居住することが困難な者
- 住宅が半壊であって、水害により流入した土砂、流木等により住家に居住できない者
- 二次災害等により住宅が被害を受けるおそれがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり住家に居住できない者

イ 自らの資力で住宅を得ることができない者

ウ 災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居していない者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

② 入居期間は原則として3か月としますが、生活の再建の目処が立たない方には状況に応じて入居期間を延伸される場合もあります。

③ 家賃、敷金、退去時の修繕、連帯保証人（緊急連絡先の登録は必要）は免除となります。

④ 共用灯やエレベーターの電気料金等の共益費及び電気、ガス、上下水道等の光熱水費は入居者負担となります。

⑤ 駐車場をご使用になりたい場合は、使用料金も含め、事業者（住宅を管理している県や市町村等。以下同じ。）に御相談ください。

⑥ ペット（犬・猫・鶏・鳩等）の飼育は禁止となっています。

⑦ 入居のために必要な設備のうち、浴槽及び風呂釜は原則として住宅提供事業者等が設置しますが、照明器具、ガスコンロ、カーテン、寝具、冷暖房等については、原則として入居者が設置することとします。

⑧ その他、水道料金については、減免される場合がありますので、詳細は水道事業者にお尋ねください。

2 入居の手続き

① 一時提供住宅リストに掲載の住宅の中から、入居を希望する住宅を探し、受付窓口で連絡して空き状況等を確認してください。

② 受付窓口から、空き状況等の確認結果について連絡が来ましたら、当該希望住宅の担当部署に電話し、所定の申込方法（本様式「一時提供住宅申込書」の送付等）により、申し込みを行ってください。

③ 申し込み後、申込受付の担当部署から申込結果の連絡がありましたら、入居手続に進んでください。入居手続にあたっては、罹災証明書または被災時の住所を証明するもの、健康保険証、運転免許証、年金手帳等で本人を確認できるものなどが必要となります。なお、罹災証明書については、鍵渡しまでに必ず提出していただきます。

④ その他、入居に必要な書類等は、住宅提供事業者の各担当部署等にお問い合わせください。

⑤ ご提出いただいた個人情報、必要な範囲で自治体や事業主体間で共有することがあります。

3 退去時の手続き

退去後に行う修繕のための立会いをお願いしています。経年劣化等による修繕は免除となりますが、入居者の故意・過失等による修繕費用はお支払いいただきます。

退去の際には必ず事前に下記に連絡をお願いします。

TEL： — — ()

県営住宅一時使用承認申請書

年 月 日

神奈川県住宅営繕事務所長 殿

(市町村長名)

(公印省略)

このことについて、次のとおり県営住宅の一時使用の承認を受けたいので、入居者リストを添えて申請いたします。

なお、承認後一時使用期間を終了する場合等で住宅の明渡しを求められた場合には、当市(町・村)で責任をもって対応いたします。

また、申請内容に虚偽の記載等があったときは、一時使用を取り消されても異議を申し立てません。

承認を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
--------------	-----------------

<添付資料>

- ・入居希望者リスト【様式3】

申請担当者 _____

担当者連絡先 _____

県営住宅一時使用承認期間延長申請書

年 月 日

神奈川県住宅営繕事務所長 殿

(市町村長)

(公印省略)

年 月 日付けをもって承認を受け県営住宅を使用中ですが、まもなく一時使用の承認期間が終了するものの、被災者がいまだに生活基盤を立て直す見込みが立たないため、承認期間を延長していただきたいので、入居者リストを添えて申請いたします。

なお、承認後一時使用期間を終了する場合等で住宅の明渡しを求められた場合には、当市(町・村)で責任をもって対応いたします。

また、申請内容に虚偽の記載等があったときは、一時使用を取り消されても異議を申し立てません。

延長承認を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
----------------	-----------------

<添付資料>

- ・入居希望者リスト【様式3】

申請担当者 _____

担当者連絡先 _____

県営住宅一時使用承認書

年 月 日

(市(町・村)公営住宅管理主管課長) 殿

神奈川県住宅営繕事務所長
(公印省略)

年 月 日付けで申請のあった県営住宅の一時使用については、次の条件を付けて承認します。

- 1 承認住宅は、_____棟 _____号 とする。
- 2 承認期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。
- 3 承認住宅は、被災者である

住所 _____
氏名 _____ 他 名 _____

が、定住先が決定するまでの間仮の住居として使用し、その他の者、又は用途に使用しないこと。

また、常に善良なる管理者の注意をもって維持保全すること。

- 4 使用料は、免除する。
- 5 承認住宅について修繕、模様替えその他の現状変更行為をするときは、事前に住宅営繕事務所長の承認を受けること。
また、承認住宅の全部又は一部をき損したときは、速やかに住宅営繕事務所長に報告し、その指示を受けて自己負担により原状に回復すること。
- 6 市(町・村)は、使用承認期間を延長しようとするときは、期間終了の10日前までに住宅営繕事務所長に県営住宅一時使用承認期間延長申請書を提出すること。
- 7 使用中は、団地住民の自治活動に協力すること。
- 8 被災者が退去する場合には、市(町・村)は、退去の10日前までに住宅営繕事務所長に報告すること。
- 9 以上の条件に違反したとき又は県営住宅管理上必要と認めるときは、この許可を取り消すことがある。

一時提供依頼文（県⇒県内の住宅提供事業者）【様式 7-1】

年 月 日

各市町村公営住宅担当部長 様
神奈川県住宅供給公社理事長 様
横浜市住宅供給公社理事長 様
川崎市住宅供給公社理事長 様
(独)都市再生機構東日本賃貸住宅本部 関東地域担当本部長 様
(被災状況及び要請の状況により要請先を調整)

神奈川県県土整備局建築住宅部長
(公 印 省 略)

〇〇災害に伴う公営住宅等の一時提供について（依頼）

今回の〇〇〇災害に伴い、住宅を滅失した住民の暫定的な居住に資するため、貴管理の住宅を提供いただきたく、協力をお願いします。

つきましては、別添の一時提供住宅リスト【様式 2】を作成の上、 月 日までに御回答ください。

1 提供住宅の対象地域

〇〇市内及びその近隣市町村内 など

(被災状況及び要請の状況により提供を依頼する市町村やエリアを調整して要請)

2 提供条件

提供期間	原則 3 か月（必要に応じ最長 6 か月まで更新）
費用負担	使用料、敷金、退去修繕費用は無償 ※共益費、光熱水費は入居者負担。 ※駐車場使用料は原則入居者負担とするが、住宅提供事業者の判断により無償とすることも可能。
設備	浴槽・風呂釜は、原則として、住宅提供事業者が設置 ※照明器具、ガスコンロ、カーテン、寝具、冷暖房等については、原則として入居者が設置。（住宅提供事業者が提供することは妨げません。）

・原則として、災害救助法上の求償の対象にはなりませんので、その旨をご理解の上、ご提供をお願いします。

問合せ先
〇〇課 〇〇
電話 045-210-

年 月 日

近隣都県公営住宅担当部長 様

神奈川県県土整備局建築住宅部長
(公 印 省 略)

〇〇災害に伴う公営住宅等の一時提供について（依頼）

今回の〇〇〇災害に伴い、住宅を滅失した住民の暫定的な居住に資するため、貴管理及び管内市区町村管理の公営住宅を提供いただきたく、ご協力をお願いします。

つきましては、別添の一時提供住宅リスト【様式2】を作成の上、 月 日まで
に御回答ください。

なお、期間については、3か月を原則とし、必要に応じ最長6か月まで更新をお願いいたします。

※ 原則として、災害救助法上の求償の対象にはなりませんので、その旨をご理解の上、ご提供をお願いします。

問合せ先
〇〇課 〇〇
電話 045-210-

年 月 日

(住宅提供事業者) 管理主管課長 様

〇〇市町村一時提供住宅主管課長
(公 印 省 略)

一時提供住宅の入居者について (通知)

このことについて、一時提供住宅へ入居する被災者を決定したため、入居希望者リストを添えて通知いたします。

なお、一時提供期間を終了する場合等で住宅の明渡しを求められた場合には、当市(町・村)で責任をもって対応いたします。

また、内容に虚偽の記載等があったときは、一時提供を取り消されても異議を申し立てません。

<添付資料>

- ・入居希望者リスト【様式3】

問合せ先

〇〇災害に伴う被災者の公営住宅一時使用許可申請書
(目的外使用許可申請書)

年 月 日

(県・市・町・村公営住宅管理主管課長) 様

申請者 氏名

電話 () — (自宅)
() — (携帯電話)
() — (勤務先)
() — (本人以外)

(申請者との関係及び氏名:)

(昼間に確実に連絡の取れる電話番号とし、すべての記載を要しない。)

標記について、次のとおり住宅の一時使用の許可を受けたいので、必要な書類を添えて申請します。

なお、入居の条件等については、管理者等の指示に従います。

入居希望地名	使用物件名	団地	号棟	号室
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
同居親族	氏名	続柄	備考 (高齢者、障害者等の特記事項があれば記入してください。)	

添付書類 (1)罹災証明書
(2)誓約書

※ 平成 19 年 8 月 9 日付国住備第 38 号国交省通知「大規模災害時における公営住宅等の一時使用に係る標準許可申請書について」による様式

入 居 完 了 報 告 書

年 月 日

(住宅提供事業者) 管理主管課長 様
神奈川県一時提供住宅主管課長 様

〇〇市町村一時提供住宅主管課長
(公 印 省 略)

このことについて、別添のとおり一時提供住宅への入居が完了しましたので報告します。

<添付資料>

- ・入居者管理台帳【様式 4】

問合せ先

県営住宅一時使用終了報告書

年 月 日

神奈川県住宅営繕事務所長 殿

市(町・村)長
(公印省略)

年 月 日付けで次のとおり承認のありました県営住宅の一時使用については、年 月 日に退去したので報告します。

承認住宅	号棟 号
承認期間	年 月 日から 年 月 日
被災者	氏名 他 名

<添付資料>

- ・入居者管理台帳【様式4】

事務担当は、〇〇

連絡先

退 去 完 了 報 告 書

年 月 日

〇〇市町村一時提供住宅主管課長 様
神奈川県一時提供住宅主管課長 様

(住宅提供事業者)

事業者名

(公 印 省 略)

このことについて、別添のとおり一時提供住宅の退去が完了しましたので報告します。

<添付資料>

- ・入居者管理台帳【様式 4】

問合せ先

受付日時： 年 月 日 時 分受け	受入れ了承 ・ 否
受付対応者：	

〇〇災害 一時提供住宅 連絡票

希望住宅 リスト上の No	団地名	入居希望日 即時／ 月 日
事業主体	所在市町	

連絡をしてきた者 (入居者以外の場合に記入)	フリガナ 名 前	入居者との関係	電話番号

- ・今回お聞きした情報については、一時提供住宅の提供に必要な範囲で、関係する自治体や住宅提供事業者等で情報共有させていただくことがあります。 □よい

入 居 者 情 報	氏 名	性別	年齢	※今回はこの欄は使わない。 入居者の中で以下に該当する場合は○印をつけてください。					
				要介護度 3以上	重度障害者 ・ 重度 ・ 中度	・ 妊産婦	(申込日現在) ・ 3歳未満の 乳幼児	・ ひとり親 世帯	その他 (特記事項 に記入)
	氏名：	続柄：	(男・女) 年齢	歳	氏名：	続柄：	(男・女) 年齢	歳	
	氏名：	続柄：	(男・女) 年齢	歳	氏名：	続柄：	(男・女) 年齢	歳	
	氏名：	続柄：	(男・女) 年齢	歳	氏名：	続柄：	(男・女) 年齢	歳	
	合計人数	人	就学児童等 (学校 年 所在地：)						
特記事項									
現在の避難先 又は身寄せ場所	避難先又は身寄せ場所の名称：								
	住 所：								
	避難先又は身寄せ場所の電話番号：								
避難前の住所 (被災地)									
被害状況	持家・借家 全壊・半壊・その他 ()				自宅再建の目途		年 月 日頃/未定		
り災証明の交付	<input type="checkbox"/> 既に交付を受けている。 <input type="checkbox"/> 後日、提出できる。			県内の身寄り (身寄せ場所 と同じであれば 記入不要)		名前 関係 住所 電話番号			
連絡が可能な 電話番号等	<input type="checkbox"/> 連絡をしてきた者の電話番号 <input type="checkbox"/> 現在の避難先又は身寄せ場所の電話番号 <input type="checkbox"/> 県内の身寄りの電話番号 <input type="checkbox"/> その他 (電話番号：) (電話番号：)								

年 月 日

(住宅提供事業者) 管理主管課長 様

神奈川県一時提供住宅主管課長

(公 印 省 略)

一時提供住宅の入居希望者について (通知)

このことについて、別添のとおり一時提供住宅への入居希望者リストを送付いたします。

<添付資料>

- ・入居希望者リスト【様式 3】

問合せ先

入居完了報告書

年 月 日

神奈川県一時提供住宅主管課長 様

(住宅提供事業者)

事業者名

_____ (公 印 省 略)

このことについて、別添のとおり一時提供住宅への入居が完了しましたので報告します。

<添付資料>

- ・入居者管理台帳【様式4】

問合せ先

退 去 完 了 報 告 書

年 月 日

神奈川県一時提供住宅主管課長 様

(住宅提供事業者)

事業者名 _____

(公 印 省 略)

このことについて、別添のとおり一時提供住宅の退去が完了しましたので報告します。

<添付資料>

- ・入居者管理台帳【様式 4】

問合せ先

9 参考資料

(1) 県内発災の事例（令和元年台風第 19 号）

令和元年 10 月 15 日

記者発表資料

令和元年台風第 19 号の被災者に対する県営住宅の 一時提供について

神奈川県は、令和元年台風第19号で被災された県民の方を対象に、次のとおり、県営住宅の一時提供を行いますので、お知らせします。

1 提供住宅（令和元年10月15日現在）

団地名	場所	提供戸数（戸）
野川南台アパート	川崎市宮前区野川	50
三ヶ木グリーンハイツ	相模原市緑区三ヶ木	4
ハイツ東逗子 [※]	逗子市沼間4丁目	1
沼間南台ハイツ [※]	逗子市沼間1丁目	1
浦賀かもめアパート [※]	横須賀市鴨居2丁目	12
合計	5団地	68戸

今後市町村からの要請に基づいて、提供可能な住宅を追加していきます。

2 入居条件等

(1) 対象者

令和元年台風第19号により自宅に大きな被害を受け、居住困難になった県民の方

(2) 提供期間

入居から原則3か月（最長6か月まで更新可）

(3) 使用料

住宅使用料・敷金は免除 ※共益費、光熱費等は入居者負担

(4) 申し込み先

川崎市民の方：川崎市まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課

電話番号 044-200-2948（午前8時30分から午後5時15分まで受付）

相模原市民の方：相模原市都市建設局まちづくり計画部市営住宅課

電話番号 042-769-8256（午前8時30分から午後5時00分まで受付）

※その他市町村の申し込み先については調整中です。

(5) その他

- ・各市から提供住宅をご案内します。
- ・部屋には照明器具、ガスコンロ、カーテン、寝具、冷暖房等の備え付けはありませんので、ご自身でご用意ください。
- ・その他、県営住宅の入居にあたっての必要な注意事項を遵守していただきます。

※ 台風第 15 号により、横須賀市・鎌倉市からの要請により確保した県営住宅（入居実績なし）

(2) 台風第19号における発災後の流れ（主に川崎市の流れを掲載）

発災後 日数	日付	経過
0	令和元年10月12日	令和元年台風第19号発生（・災害救助法適用）
1	10月13日	川崎市記者発表（一時提供受付開始 ^{※1} ：市営住宅等76戸） 川崎市より県営住宅の一時提供要請（50戸）
2	10月14日	川崎市営住宅への入居開始
3	10月15日	県記者発表（一時提供受付開始：県営住宅68戸） 相模原市より県営住宅の一時提供要請（5戸） ^{※3} ※3：要請はあったものの、入居実績なし
4	10月16日	市町村へ県営住宅の一時提供について周知・要請受付開始
12～	10月24日～	川崎市より県住宅営前事務所に県営住宅一時使用申請書提出 県住宅営繕事務所より川崎市へ県営住宅一時使用承認書交付
16	10月28日	県営住宅への入居開始
45	11月26日	県営住宅への最後の世帯（13世帯目）の入居完了
107～	令和2年1月27日～ （入居から3か月後）	（県営住宅の延長承認） 入居延長住戸について、一時使用承認期間延長承認書交付
111 約4か月後	1月31日	県営住宅の申込受付終了 （川崎市・相模原市に通知、県ホームページにて周知）
201 約7か月後	～4月30日 （入居から約6か月後）	県営住宅の一時提供終了 県営住宅提供実績：13戸（16名）（すべて川崎市の世帯） （→4世帯は本来入居として継続入居）
	令和3年2月28日現在	川崎市の一時提供 川崎市営住宅等提供実績：68戸（うち1戸は現在も使用中） 〔 横浜市営住宅提供実績：21戸 横須賀市市営住宅提供実績：6戸 〕

※1：川崎市では、申込受付後、次のとおり申込者の振り分けを行った。

- (1) 希望者には住戸は選べないと伝えた上で、世帯構成・障害者の有無・希望する地域等を聞き取り
- (2) 半日単位で振り分け（午前受付分を午後振り分け、午後受付分を翌日振り分け）

（主な振り分け方）

- ① 単身者 → 単身向け住戸がほとんどなかったため、県営住宅（野川南台アパート）を案内
- ② 子育て世帯 → 特公賃・市公社住宅
- ③ 障害者のいる世帯 → シルバーハウジング等
- ④ その他希望する地域に応じて振り分け

(3) 県外発災の事例（平成30年7月豪雨）

平成30年7月豪雨で被災された方に 県営・市町営住宅等を無償で提供します！

神奈川県及び県内市町、県住宅供給公社では、平成30年7月豪雨で被災された方に一時提供住宅として県営・市町営住宅等の無償提供を行います。提供期間は原則6ヶ月以内です。

一時提供住宅を希望される方は、神奈川県住宅計画課で一括受付をいたします。

（一括受付後、希望される住宅の担当部署に申し込みをしていただきます。）

受付電話番号：045-210-6539（平日 午前9時～午後5時まで）

※提供戸数のうち（ ）内の戸数は即入居可能な戸数（内数）です。その他の住戸については、準備が出来次第提供を開始する予定です

平成30年7月19日 現在

事業主体(管理者)	提供住宅及び戸数*	担当部署
神奈川県	【相模原市】上溝団地 9戸(3戸) 【伊勢原市】伊勢原テラス9戸(3戸)	県土整備局建築住宅部公共住宅課 045-210-6543
横須賀市	長坂アパート 1戸(1戸)	都市部市営住宅課 046-822-9604
藤沢市	唐池住宅 1戸(0戸)	計画建築部住宅政策課 0466-50-3541
小田原市	浅原住宅 6戸(0戸)	建設部建築課 0465-33-1553
海老名市	国分北三丁目住宅 2戸(0戸)	まちづくり部住宅公園課 046-235-9604
南足柄市	向田住宅 2戸(0戸)	都市部都市計画課 0465-73-8058
山北町	山下テラス 2戸(0戸)	定住対策課 0465-75-3650
愛川町	川北住宅 3戸(3戸) 田代住宅 1戸(1戸)	建設部都市施設課 046-285-2111 内3449
神奈川県 住宅供給公社	【横浜市】戸塚深谷 10戸(0戸) 【相模原市】下九沢 10戸(0戸) 【横須賀市】浦賀 10戸(0戸) 【小田原市】小田原橘 10戸(0戸) 【厚木市】緑ヶ丘 10戸(0戸)	募集契約課 045-651-1797

この他、政令市においても市営住宅等を無償提供しています。

事業主体(管理者)	担当部署	受付時間
横浜市	建築局市営住宅課 045-671-4420	平日 午前9時～午後5時まで
川崎市	まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課 044-200-2948	平日 午前8時30分～午後5時まで
相模原市	まちづくり計画部市営住宅課 042-769-8256	平日 午前9時～午後4時まで
横浜市 住宅供給公社	賃貸住宅募集窓口 045-451-7766	(火)(水)を除く 午前10時～午後5時まで
川崎市 住宅供給公社	事業部管理営業課 044-244-7577	平日 午前8時30分～午後5時まで

【募集要領】

平成30年7月豪雨に伴う被災者を対象とした公営住宅等の一時提供について

平成30年7月19日
神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課

神奈川県では、平成30年7月豪雨により住宅が被災し、当該住宅に引き続き居住することが困難になった方々を対象として、県及び市町、県住宅供給公社が管理する公営住宅等を一時的に提供することといたしました。（県ホームページに掲載の平成30年7月豪雨一時提供住宅リスト参照。）

提供をご希望される場合は、まずは「4 一時提供住宅に関する一括受付窓口」（以下、「受付窓口」）までお問い合わせください。

1 募集対象者等

① 入居要件

り災証明書（平成30年7月豪雨）の交付を受けられた方。

- ・ 住宅が全壊又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力で住宅を得ることができない方。
- ・ 住宅が半壊又は一部損壊し、倒壊の危険性があり、これまでの住宅に引き続き居住することが困難な方。

② 入居期間 原則、6ヶ月以内。

③ 家賃、敷金、退去時の修繕、連帯保証人（緊急連絡先の登録は必要）は免除。

④ 共益費（共用灯等の電気料金等）及び光熱費（電気、ガス、水道等）は入居者負担。

⑤ 駐車場については、利用料金も含め、各提供住宅の管理者の取扱い等による。

⑥ ペット（犬・猫・鶏・鳩等）の飼育は禁止。

⑦ 入居のために必要な設備（浴槽・風呂釜・ガステーブル・照明器具等）は、原則として各提供住宅の管理者が設置し、居住可能な状態とする予定。（設置工事の都合等により、入居可能日が遅れる場合がございます。申し込み時に各担当部署にご確認ください。）

2 入居手続き

① 平成30年7月豪雨一時提供住宅リストに掲載の住宅の中から、入居を希望する住宅を探し、受付窓口に連絡して空き状況等を確認してください。

② 受付窓口から、空き状況等の確認結果について連絡が来ましたら、当該希望住宅の担当部署に電話し、所定の申込方法（「一時提供住宅申込書」送付等）により、申し込みを行ってください。（様式「一時提供住宅申込書」は神奈川県住宅計画課のホームページからダウンロードできます。）

③ 申し込み後、担当部署から一時提供住宅申込結果通知書が送られてきますので、入居手続に進んでください。入居手続にあたっては、(1)り災証明書または被災時の住所を証明するもの（り災証明書の交付をまだ受けていない場合は、後日、必ず提出してください。）、(2)本人を確認できるもの（健康保険証、運転免許証、年金手帳等）が必要となります。

④ その他入居申請書など、入居に必要な書類等は、各担当部署等にお問い合わせください。

3 その他

- ① 受付窓口や担当部署等から連絡をしますので、避難先電話番号や携帯電話番号等を教えてください。 (事前に準備してください。)
- ② 災証明書が交付されないなど、申し込み内容等と相違することが判明した場合は、入居できませんのでご注意ください。

【ご注意】

一時提供住宅は、災害により住宅が被災し、居住することが困難になった方に住宅再建までの間、一時的に住宅を供与するものです。このため、住宅再建の目途がたった場合は、期限前であっても、速やかに退去していただくことを前提としております。

4 一時提供住宅に関する一括受付窓口

一時提供住宅の提供に対応するため、神奈川県住宅計画課内に「一時提供住宅に関する一括受付窓口」を設置します。ご希望の提供住宅について空き状況等を確認したい場合や、住宅を探す前に、制度概要やご不明な点などについて聞きたい場合は、こちらにお問い合わせください。

- ① 受付期間等 平成30年7月20日(金)～平成30年8月31日(金)
(平日 午前9時～午後5時)
- ② 電話番号 **045-210-6539**

10 よくある質問（Q & A）

Q 1： 被災市町村が県知事に対して行う、一時提供住宅の提供要請は、必要戸数を把握してから行わなければならないか？

A 1： 提供要請の「提供希望戸数」は、局部的な風水害等により全壊、流出した住宅が明確な場合を想定したもので、被災が広範囲におよぶ震災等については、迅速な必要戸数の把握が困難であることから、必ずしも必要戸数を集計してから行う必要はありません。

Q 2： 被災者が、県や公社に直接、一時提供住宅の入居申込をしてもいいか？それとも、市町村が受け付けなければならないか？

A 2： 原則として、市町村が入居申込の受付を行っていただきます。（被災者→市町村→県の流れ。）市町村において自市町村に居住している被災者の入居申込・相談を受け付け、優先的に住宅確保を行うべき被災者を選定してください。その上で、選定した被災者に対して、自市町村営住宅・県営住宅・公社住宅等の入居する住宅を市町村がマッチングしていただく流れとなります。このように窓口を一本化することにより、入居者の選定基準、選考方法などが統一され、公平性が確保されます。

また、罹災証明書の申請から一時提供住宅の申込までを市町村窓口においてワンストップで行うことが可能となることや、入居後の状況把握や支援を市町村主体で行うことを考慮すると、市町村で入居申込の受付をすることが、被災者に寄り添った支援にもつながると考えています。

Q 3： 入居者選定基準において、「入居希望者に特別な事情があり、早急に入居すべき合理的な理由を持つ世帯」とは、どのような事例を想定しているのか？

A 3： 「特別な事情があり」とは、例えば災害により家族に死亡者が出るなど、精神的な痛手を受けた被災者のフォローアップのために住宅を確保する必要がある場合などが想定されます。

Q 4： 一時提供住宅に入居した場合、住所変更等の手続を行うのか？

A 4： 一時提供住宅の入居は、あくまでも短期間の仮入居であり、被災市町村及び受入れ市町村が双方の合意のもとに行うことから、住所変更等の手続は必要としません。ただし、生活再建の目処が立たず入居が長期に及んだり、親戚が提供を受けた住宅の近隣にあり、被災者が当該市町村での継続的な居住を望むなどの事例が生じる可能性があります。その場合は、住宅事業者と被災市町村とが十分な連絡調整を行い、被災者の意向、住宅事業者の体制等を考慮し、対応を決定するようにします。

Q 5： 一時提供住宅を、途中から災害救助法上の応急仮設住宅（みなし仮設）へと移行し、国庫負担へとすることはできますか？

A 5： 原則としてできません。

（なお、東日本大震災、熊本地震等による公的賃貸住宅等の被災者受入対応においては、被災県の依頼に基づき、公的賃貸住宅等の一時提供を行い、後にみなし仮設（応急仮設住宅）に移行され、国庫対象となりました。しかし、今後同様の措置が取られるかは未定です。）



■神奈川県地域住宅協議会■

(事務局) 神奈川県 県土整備局建築住宅部 住宅計画課 住宅企画グループ



〒 231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

TEL 045-210-1111 (内線 6539~6542)

FAX 045-210-8884